

一般社団法人 経営労務建設業共済会 規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、一般社団法人経営労務建設業共済会と称す。

(事 務 所)

第2条 事務所を埼玉県春日部市大沼二丁目6番地20に置く。

(目 的)

第3条 本会は、会員及び自営業者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なう。

- ① 業務災害の防止等についての講習会の開催に関する事
- ② 会員が行う労災保険関係の事務処理に関する事
- ③ 会員の福利・厚生に関する事
- ④ その他団体の目的を達成するために必要な事業を行なう事

第2章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、本会の事業目的に賛同する一人親方及び自営業者（常態として労働者を使用しないもの）で建設の事業（土木・建築・その他工作物の建設・改造・保存・修理・変更・破壊もしくは解体又はその準備の事業をいう。）に従事している者とする。

(入 会)

第6条 本会に入会しようとする者は、別に定める入会届を提出し代表理事の承認を受けるものとする。

2. 前項の承認を受けたときから会員となる。

(退 会)

第7条 本会を退会しようとするときは、その旨を記載した退会届を提出し、代表理事の承認を受けたときに本会を退会する。

2. 前項の規定にかかわらず、会員が第6章に規定する会費及び労働保険料を本会指定納入日までに納入しないとき、又は本会の会員としてふさわしくない行為があったときは、代表理事は、役員会の議を経てこれを退会させることができる。

第3章 役員

(役員)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|--------|------|
| ① 代表理事 | 1名 |
| ② 役員 | 5名以内 |
| ③ 監査役 | 1名 |

(員外役員)

第9条 本会に、会員でない員外役員若干名を置くことができる。

2. 員外役員には、本規約第3条目的に、第4条の事業の遂行に協力する労災経営指導員をあてることとする。

(役員を選任)

第10条 代表理事・役員及び監査役は、会員の中から総会で選任する。

2. 代表理事は、役員が互選する。
3. 役員及び監査役は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 代表理事は、本会を代表し、会務を総理する。

2. 役員は、役員会の構成員となり、会務の執行に参画する。
3. 監査役は、会務の執行及び会計を監査し、総会に報告するほか、会議に出席してその職務に関し意見を述べるることができる。

(役員任期)

第12条 役員任期は、就任後2回目に到来する通常総会終了の時までとする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員は、再任を防げない。

(役員解任)

第13条 役員が、諸法令に違反して行政官庁より処分を受けたとき、又は役員としてふさわしくない行為があったときには、代表理事は、役員会の議を経てこれを解任することができる。

2. 前項の規定により、役員を解任したときは、代表理事は、これを次の総会に報告しなければならない。

第4章 会 議

第1節 総 則

(会議の種類)

第14条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

第2節 総 会

(総 会)

第15条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2. 通常総会は毎年4月1日現在の会員をもって構成し、会計年度終了後6ヶ月以内に代表理事が招集する。
3. 臨時総会は、会員の3分の1以上から開催を必要とする理由及び議案書を付して開催の請求があったとき招集する。
4. 会員は、総会への出席を事務処理を委託している労災経営指導員に委託することができる。

(総会の開会)

第16条 総会は、会員の2分の1以上が出席しなければ会議を開会することができない。

2. 総会の議長は、総会において選出する。
3. 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4. 総会における議決権は、会員1人について1個とする。
5. 会員で総会に出席することが出来ない者は、予め総会の議案について書面により表決を委任することができる。書面に賛否の表明のないものは、賛成したものとみなす。
6. 前3項の規定にかかわらず、次条5号に掲げる事項については、会員の3分の2以上の議決によらなければならない。

(総会の議決及び承認事項)

第17条 総会は次の事項を審議決定する。

- ① 事業報告及び事業計画に関する事項
- ② 予算及び決算に関する事項
- ③ 規約の変更に関する事項
- ④ 代表理事・役員及び監査役の選任、解任に関する事項
- ⑤ 解散に関する事項
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、役員会において総会に付議する必要があると認められた事項

第3節 役 員 会

(役 員 会)

第18条 役員会は、代表理事及び役員をもって構成し、代表理事が招集する。

2. 役員会の議長は代表理事がこれに当たる。
3. 役員会は、その構成員の2分の1以上の出席が必要であり、議事は出席構成員の過半数をもって可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会の議決事項)

第19条 役員会は、次に掲げる事項を審議決定する。

- ① 総会に付議する事項
- ② 総会において議決した事項の執行に関する事
- ③ 規約の施行に必要な細則の制定改廃に関する事
- ④ その他総会の議決を要しないもののうち重要な会務の執行に関する事

第5章 会 計

(事業年度及び会計年度)

第20条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(経費の支弁)

第21条 本会の経費は、入会金、会費その他の収入をもって支弁する。

2. 入会金及び会費の額は、総会で決定する。

(資産の管理)

第22条 本会の資産は、代表理事がこれを管理し、その方法は役員会の議決による。

(事業計画及び予算)

第23条 代表理事は、毎年事業計画案及び予算案を作成し、総会の議決を経なければならない。

(労働保険料特別会計)

第24条 労働保険料は、労働保険料特別会計を設けて経理しなければならない。

第6章 入会金及び会費

(入 会 金)

第25条 会員は、入会するとき6,000円の入会金を納入しなければならない。

(会費の納入)

第26条 会員は、会費として年額9,000円を納入しなければならない。

2. 前項の会費は、毎事業年度の指定された期日までに納入しなければならない。

(年度途中の入会者)

- 第27条 年度の途中において入会した者は、入会した日の属する年度分の会費については、月額750円にその年度末までの月数を乗じた額の金額を納入しなければならない。
2. 前項の金額は、入会時に納入しなければならない。

(会費の不返還)

- 第28条 退会した会員が、既に納入した会費は返還しない。

第7章 事務処理

(労働保険関係事務処理)

- 第29条 本会は、会員の一人親方等の特別加入にかかわる事務処理に関する諸手続をする。

(特別加入からの脱退)

- 第30条 会員が特別加入を解除しようとするときは、7日前までに特別加入解除通知書を本会に提出しなければならない。
2. 会員が法令又はこの規約に違反したときは、労働保険事務処理を解除することができる。

(給付基礎日額の報告)

- 第31条 会員は、別途定める様式により毎年本会が指定する日までに、当該年度に希望する給付基礎日額を本会に報告しなければならない。

(労働保険料の納付)

- 第32条 会員は、自らが希望した給付基礎日額により計算された労働保険料が請求されたときは、指定された期日までに本会に納入しなければならない。

第8章 事務局

(事務局)

- 第33条 本会に事務局を置く。
2. 事務局は、本会の会務に関する所定の事務を行なう。
3. 事務局長は、事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。
4. 事務職員の任免は代表理事が行なう。
5. その他事務局に必要な事項は別に定める。

第9章 補 則

(顧問・相談役)

第34条 代表理事は、本会の発展を図るため学識経験を有する者のうちから役員会の議を経て、顧問及び相談役を委嘱することができる。

2. 顧問及び相談役は、本会の必要事項について、代表理事に意見を述べるができる。

(役員会の専決)

第35条 この規約に定めのない事項については、役員会の議を経て行なうものとする。

(細則の制定等)

第36条 本会は、この規約に基づき必要な措置を行なうため、細則を定めることができる。

2. 細則の制定及び改廃は、役員会の議を経て、代表理事が定める。

附 則

- この規約は平成20年 4月 1日より施行する。
- この規約は平成20年 4月28日より一部改訂施行する。
- この規約は平成23年 9月30日より一部改訂施行する。
- この規約は平成29年 12月1日より一部改訂施行する。
- この規約は令和 4年 10月1日より一部改訂施行する。